

定の有効期限を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解約)

第10条 乙は、この協定の継続が困難になる事由が生じた場合は、甲乙協議のうえ、協定を解除することができる。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙は署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年3月23日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ッ林870番地1
川島町
川島町長 飯島和夫

乙 埼玉県比企郡川島町大字上伊草1427番地1
吉田測量設計株式会社
代表取締役社長 吉田富夫

埼玉県比企郡川島町大字吹塚1148番地1
株式会社ミカミ・アイエヌジー 川島支店
支店長 岡部俊夫

埼玉県比企郡川島町大字吹塚767番地8
光和測量株式会社
代表取締役社長 岡部保夫

2-40 災害時等におけるレンタル機材の供給に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）及び西尾レントオール株式会社関越営業部（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、川島町内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が、乙の協力を得て、必要な機材を確保し、もって町民の生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、災害時において、甲から機材の供給について要請があったときには、これに可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災した時はこの限りではない。

（機材の種類）

第3条 乙が供給する機材の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）発電機（三相 125KVA、単相 11.5KVA）
- （2）重機
- （3）簡易トイレ
- （4）暖房機器
- （5）その他乙の取扱商品

（機材の運搬、引渡し）

第4条 機材の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、引渡し場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、機材を確認の上、受領するものとする。

（経費の負担）

第5条 機材の供給に伴う経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生直前の適正価格に基づき甲、乙協議の上、定めるものとする。

（補償）

第6条 この協定に基づいて業務に従事した乙の従業員が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議事項）

第8条 この協定に関する疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成30年11月7日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1
川島町
川島町長 飯島和夫

乙 埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目55-2
西尾レントオール株式会社
関越営業部 部長 近藤浩一

2-4-1 災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、川島町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害の発生により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、川島町（以下「甲」という。）が有限会社みどりの郷あすか（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所（以下「避難所」という。）として、乙の施設を利用することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定における対象者は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介助者（家族を含む）とする。

(対象施設)

第3条 この協定における対象施設は、乙管理の以下の施設とする。

施設名	施設種類	住所	備考
みどりの郷あすか川島	・介護付き有料老人ホーム	埼玉県比企郡川島町大字中山1347番地1	
みどりの郷あすか 東松山	・デイセンター ・ショートステイ ・ケアセンター	埼玉県東松山市大字大谷1538番地1	水害時等、町内の福祉避難所の開設が困難な場合に開設の依頼を行う。

(施設の利用)

第4条 甲は、災害時において、第2条の対象者の存在を把握し、乙の施設を利用する必要が生じたときは、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況等
- (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(開設期間)

第5条 この協定における避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の規模状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、決めるものとする。

(要援護者の移送)

第6条 要援護者の移送については、原則、甲が行うものとし、乙は、当該要援護者の自施設への移送にできる限り協力するものとする。

(避難所の管理運営)

第7条 乙は、施設職員により、要援護者等の避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 避難所に必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の物資は、甲が調達するものとする。ただし、その一部を甲が調達できないときは、乙が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することができる。

(費用の負担)

第8条 甲は、避難所の開設期間中の管理運営に係る費用及び甲の要請に基づいて乙が提供した内容に係る費用については、甲が負担するものとする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、避難所の開設が乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙が管理する施設について避難所としての利用を終了する際は、乙に文書を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年3月23日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1
川島町
川島町長 飯島和夫

乙 埼玉県東松山市大字大谷1538番地1
有限会社みどりの郷あすか
代表取締役 松井一英

2-4-2 水害時における施設等の提供協力に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）及び 株式会社平和アルミ製作所（以下「乙」という。）は、水害発生及び発生するおそれがある時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川島町内に水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に避難する必要が生じたとき、水害から避難する者（以下「水害避難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、迅速な避難を支援するため、甲乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（水害避難者の受入れ）

第2条 乙は、水害に関する情報等の取得に努め、甲が避難勧告、避難指示（以下「避難勧告等」という。）を発令したとき、又は甲が乙に対し、文書（様式1号）又は口頭（電話連絡含む）により、一時避難所の開設を要請したときは、乙は水害避難者を乙の運営・管理する施設の適する場所への受入れを開始するものとする。乙が、甲の要請を待たず、自主的に一時避難所として使用する場合は、可能な限りその旨を甲に連絡する。

- 2 水害避難者の受入れは、避難勧告等が解除された時点、又は、甲が乙に対し閉鎖の旨を連絡し、文書（様式2号）にて通知することにより、終了するものとする。
- 3 乙は、水害避難者を受け入れたときは、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。
- 4 甲は、第2項の規定により水害避難者の受入れが終了した後において、なお施設から退去しない水害避難者がいるときは、乙と協力し水害避難者の退去を行うものとする。
- 5 甲は、乙の管理する施設のうち、水害時における一時避難所として利用する施設の範囲を、町民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

（水害避難者を受け入れる施設及びその範囲等）

第3条 水害避難者を受け入れる施設（以下「水害避難施設」という。）の範囲等は、次のとおりとする。

施設名称	ハイワールド
所在地	埼玉県北本市深井6丁目
使用範囲	屋上駐車場・平面駐車場
収容人数	屋上駐車場（315台）・平面駐車場（542台）
避難時の入口	店舗入り口 【避難時の施設入口の鍵】 町の依頼により施設管理側で鍵の開閉を実施。

- 2 乙は、水害避難施設の増改築等により、当該建物の避難時の使用面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第4条 水害避難者受入れに伴い、水害避難施設の運営管理にかかる費用は甲が負担するものとする。

（損傷等の費用負担）

第5条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲が費用を負担するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第7条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年3月23日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下ハツ林870番地1
川島町
川島町長 飯島和夫

乙 東京都荒川区町屋3-20-13
株式会社平和アルミ製作所
代表取締役社長 中條延幸

2-4-3 水害時における施設等の提供協力に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）及び NEXUS 株式会社（以下「乙」という。）は、水害発生及び発生するおそれがある時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川島町内に水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に避難する必要が生じたとき、水害から避難する者（以下「水害避難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、迅速な避難を支援するため、甲乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（水害避難者の受入れ）

第2条 乙は、水害に関する情報等の取得に努め、甲が避難勧告、避難指示（以下「避難勧告等」という。）を発令したとき、又は甲が乙に対し、文書（様式1号）又は口頭（電話連絡含む）により、一時避難所の開設を要請したときは、乙は水害避難者を乙の運営・管理する施設の適する場所への受入れを開始するものとする。乙が、甲の要請を待たず、自主的に一時避難所として使用する場合は、可能な限りその旨を甲に連絡する。

- 2 水害避難者の受入れは、避難勧告等が解除された時点、又は、甲が乙に対し閉鎖の旨を連絡し、文書（様式2号）にて通知することにより、終了するものとする。
- 3 乙は、水害避難者を受け入れたときは、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。
- 4 甲は、第2項の規定により水害避難者の受入れが終了した後において、なお施設から退去しない水害避難者がいるときは、乙と協力し水害避難者の退去を行うものとする。
- 5 甲は、乙の管理する施設のうち、水害時における一時避難所として利用する施設の範囲を、町民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

（水害避難者を受け入れる施設及びその範囲等）

第3条 水害避難者を受け入れる施設（以下「水害避難施設」という。）の範囲等は、次のとおりとする。

施設名称	D'station坂戸店
所在地	埼玉県坂戸市大字塚越1446番地
使用範囲	平面駐車場
収容人数	平面駐車場（930台）
避難時の入口	特記事項なし

- 2 乙は、水害避難施設の増改築等により、当該建物の避難時の使用面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第4条 水害避難者受入れに伴い、水害避難施設の運営管理にかかる費用は甲が負担するものとする。

（損傷等の費用負担）

第5条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲が費用を負担するものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満

了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第7条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年3月23日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1
川島町
川島町長 飯島和夫

乙 群馬県高崎市島野町212-1
NEXUS株式会社
取締役社長 斎藤人志

2-4-4 水害時における施設等の提供協力に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）及び 株式会社第一住宅（以下「乙」という。）は、水害発生及び発生するおそれがある時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川島町内に水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に避難する必要が生じたとき、水害から避難する者（以下「水害避難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、迅速な避難を支援するため、甲乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（水害避難者の受入れ）

第2条 乙は、水害に関する情報等の取得に努め、甲が避難勧告、避難指示（以下「避難勧告等」という。）を発令したとき、又は甲が乙に対し、文書（様式1号）又は口頭（電話連絡含む）により、一時避難所の開設を要請したときは、乙は水害避難者を乙の運営・管理する施設の適する場所への受入れを開始するものとする。乙が、甲の要請を待たず、自主的に一時避難所として使用する場合は、可能な限りその旨を甲に連絡する。

- 2 水害避難者の受入れは、避難勧告等が解除された時点、又は、甲が乙に対し閉鎖の旨を連絡し、文書（様式2号）にて通知することにより、終了するものとする。
- 3 乙は、水害避難者を受け入れたときは、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。
- 4 甲は、第2項の規定により水害避難者の受入れが終了した後において、なお施設から退去しない水害避難者がいるときは、乙と協力し水害避難者の退去を行うものとする。
- 5 甲は、乙の管理する施設のうち、水害時における一時避難所として利用する施設の範囲を、町民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

（水害避難者を受け入れる施設及びその範囲等）

第3条 水害避難者を受け入れる施設（以下「水害避難施設」という。）の範囲等は、次のとおりとする。

施設名称	第一プラザ坂戸 1000
所在地	埼玉県坂戸市大字塚越1300番地
使用範囲	立体駐車場・平面駐車場
収容人数	立体駐車場（548台）・平面駐車場（127台）
避難時の入口	店舗入り口 【避難時の施設入口の鍵】 町の依頼により施設管理側で鍵の開閉を実施。

- 2 乙は、水害避難施設の増改築等により、当該建物の避難時の使用面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第4条 水害避難者受け入れに伴い、水害避難施設の運営管理にかかる費用は甲が負担するものとする。

（損傷等の費用負担）

第5条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲が費用を負担するものとする。